

佐久市交通安全条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における交通安全の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚や交通安全を確保するため、啓発活動及び道路環境整備等の総合的な交通安全対策の実施に努めるものとする。

2 市は、前項の対策の実施に当たっては、国、県及び必要な団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、日常生活を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに、市、関係機関等が実施する交通安全対策に協力しなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第4条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設の整備を推進し、良好な道路交通環境の確保に努めるものとする。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係行政機関に対し必要な措置をとるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第5条 市長は、幼児、小・中学生、高校生、高齢者等各年齢層に応じた交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

(交通安全対策協議会の設置)

第6条 市長は、関係機関等との連携を図り、交通安全対策を効果的に推進するため、佐久市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べることができるものとする。

(1) 佐久市交通安全計画に関する事項

(2) 交通安全の確保に関する事項

(3) 円滑かつ快適な交通の確保に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、交通安全の確保に関する施策を推進するために必要な事項

(組織)

第7条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関及び団体の役職員

(2) 識見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第10条 協議会に幹事を置き、関係行政機関、団体の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(団体への助成等)

第11条 市長は、交通関係団体がこの条例の目的を達成するために行う、交通事故防止活動その他交通安全の確保に関する活動の促進を図るため、助成等の支援を行うことができる。

（広報の実施及び情報の提供）

第12条 市長は、市民に対し交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を適切に提供するものとする。

（交通死亡事故等発生時の措置）

第13条 市長は、交通死亡事故又は特定の区間若しくは地域に集中的に発生する事故（以下「交通死亡事故等」という。）が発生した場合は、現地調査を実施して総合的な事故防止対策を検討する。

2 市長は、前項の検討結果を踏まえ、必要と認める場合は、協議会に意見を求め、交通安全を確保する対策を推進する。

3 市長は、交通死亡事故等が連続して発生し、今後も増加の傾向がうかがわれる場合は、協議会の開催を求め、対策を協議の上、必要があると認めるときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令し、市民ぐるみによる交通死亡事故防止対策を展開する。

（交通指導員）

第14条 市長は、交通安全の確保に努めるため、必要に応じ交通指導員を置くことができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。